

みらい1分ニュースレター

2010/4/19 第34号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

前回に引き続き、「非居住者企業」の所得に関する国税局の回答の要点を記載いたします。

「非居住者企業」にて所得が発生した際には、忘れずに申告義務の有無および所得額の計算方法等、ご確認下さい。

みらいコンサルティング(株) 国際ビジネス部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

テーマ

「非居住者企業」関連問題に対する国税局の質疑応答 その3—利子・不動産賃貸料・使用料・報酬を支払う場合

←ポイント

- ✓ 公布部門： 財政部国家税務総局
- ✓ 発 布： 2009年 6月 24日
- ✓ 定 義： 「非居住者企業」とは、外国（地域）の法律に基づき設立された企業（外国企業）のうち、下記のいずれかの条件を満たすものをいう。
 - A. （中国）国内に関連機構を有し、一方で管理機構は国外にある企業。
 - B. （中国）国内に関連機構および管理機構を有していないが、中国国内から所得を得ている企業。

←解 説

① [居住者企業の利子・不動産賃貸料・使用料収入の算出方法と配当所得の扱い]

「居住者企業」と認定された外国企業（「非居住者企業」以外の外国企業）の場合、利子・不動産賃貸料・使用料収入に関する課税所得額の算出方法について、原則法（収入－控除＝所得）が適用されます。また、投資先からの配当所得については、課税されません（免税所得）。

② [非居住者企業の利子・不動産賃貸料・使用料収入の算出方法]

一方で「非居住者企業」と認定された外国企業の場合、利子・不動産賃貸料・使用料収入に関する課税所得額の算出方法については、原則法（収入－控除＝所得）もしくは例外法（収入×利益率（15%以上））が適用されます。どちらを適用するかについては当該企業が選択し、税務当局が可否を判断します（選択適用）。

③ [契約締結当事者が双方とも非居住者企業であるが、役務の提供地は中国である場合の申告]

役務を提供する非居住者企業が、契約の締結後 30 日以内に役務提供地の管轄税務署にて税務登記手続きを行い、四半期ごとに予定納付をする必要があります。確定申告については、決算期及び契約終了時に行うこととなります。

④ [非居住者企業が中国で役務提供を行う出向者の給与を支払う場合]

非居住者企業から中国に出向者を送り、当該出向者が中国にて役務提供を行う場合、当該役務提供に係る報酬については、非居住者企業が中国で申告しなければなりません。また、当該出向者にも個人所得税の納付義務が課せられます。

⑤ [居住者企業から非居住者企業への支払い ～非居住者企業の施設の有無と源泉徴収義務の関係～]

中国居住者企業(A)が非居住者企業(B)に対して報酬等の支払いを行う際、①(B)が中国国内にて施設を有さない場合、または②施設は有するものの(A)から獲得する所得が当該施設と関係がない場合には、(A)は(B)への報酬支払時に所得税を源泉徴収しなければなりません。(A)が源泉徴収を行わなかった場合または行えなかった場合には、(B)が直接申告・納税を行わなければなりません。

執筆： 潘 姝蓉 (pan shu rong)

 みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所

社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

- ◇ 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
- ◇ [大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010
- ◇ [名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7 TEL: 052-253-5606

